

e-NEXI

2014 年 4 月号

■特集

制度・運用・手続き等の改善取組状況について……………1
独立行政法人日本貿易保険

■カントリーレビュー

スリランカ:南アジア経済ハブへの挑戦……………4

■NEXI ニュース

海外投資保険見直しの案内……………10

発行元

発行・編集 独立行政法人日本貿易保険(NEXI)

総務部 総務・広報グループ

制度・運用・手続き等の改善取組状況について

2014 年 4 月 10 日

独立行政法人日本貿易保険

2013 年度、NEXI では、これまで積み残しの課題となっていた制度・運用・手続き等の改善について改めて洗い直しを行い、順次、改善に取り組んで参りました。

ここでは、e-NEXI1 月号の特集記事の後、4 月 1 日までに実施いたしました改善取組をご紹介します。

なお、継続検討課題につきましては、2014 年度も引続き取り組んで参ります。

2014 年 1 月～3 月に実施済み改善取組

1. G 格認定要件の緩和 【1 月実施済み】

政府関係機関に付与するGグループ格付については、当該国政府の関与程度を判断するために一定の認定要件を設けておりますが、国によっては全ての要件確認が困難である等の理由から、要件緩和のご要望を頂いておりました。これを踏まえ、中央政府が原則として直接・間接に 100% 出資する機関であって、実質的に政府と同一視できると判断できる場合は、現行の要件を充足しない場合でもG格に認定することといたしました。なお、本件の認定にあたっては、申請ある都度、個別審査となります。

2. L/C フォーフェイティングによる保険料返還 【2 月実施済み】

ユーザンス付 L/C 決済のお取引について、フォーフェイティングを行った場合には保険期間を短縮させて欲しいとのご要望をいただき、これまでの制限的な対応を緩和し、フォーフェイティング実施が確認できれば保険契約の内容変更(期間短縮)を行うことといたしました。期間短縮の結果、当該変更前の保険料との差額が最低返還保険料以上となった場合には、保険料を返還いたします。

3. 公海等向け案件の船積み前リスク付保義務の緩和 【2 月実施済み】

公海等に海底ケーブルを敷設する案件については、仕向地のリスク判断が困難なこともあって、お客様より包括保険の付保対象範囲緩和に関するご要望を頂いておりました。このご要望を踏まえ、船積み前リスクを不てん補とすることといたしました。なお、船積み前のリスクカバーを希望される場合は、従来通りてん補いたします。

2014 年 4 月の制度改善取組**I. 海外投資保険の制度改善及び解釈の明確化**

※NEXI ホームページ 2013 年トピックス一覧 <http://nexi.go.jp/topics/system/005190.html> を
ご参照ください

II. 2 年未満保険制度の見直し**1. 信用リスクの引受拡大**

次の通り、バイヤーの与信審査基準を改善いたしました。今後の信用リスク引受拡大につながるもの
と考えております。

(1) 与信枠の拡大

民間バイヤーの格付であるEグループ格全般について、総与信枠を拡大致しました。

原則として、EE 格・EA 格は最大 100 億円から 300 億円へ、EF 格は最大 50 億円から 100 億
円となっております。

(2) EF 格審査基準の緩和

これまでの審査基準では EC 格としていたバイヤーの一部について、財務状況が一定程度以上
の場合、EF 格を付与いたします。

2. 包括保険制度におけるオプション化

次のいずれかにより貨物代金等が決済される輸出契約等については、ご要望を踏まえ、包括保険の
申込みを任意いたしました。

(1) 日本政府が供与する円借款・無償援助により代金決済が行われる輸出契約等

(2) 契約金額の全額について前受金により決済される輸出契約等

3. 企業総合保険に関する見直し

企業総合保険に関しまして、以下の 2 点の運用を緩和いたします。

(1) 特約期間中のバイヤー格下げ後の信用危険てん補

特約期間中に対象バイヤーが EC 格に格下げとなった場合、これまでは格下げ日以降の保険
申込みは船積後信用危険のてん補対象外となりましたが、これを見直し、当該特約期間中に
保険が申込みされた輸出契約等は、継続して船積後信用危険をてん補いたします。

(2) 支払限度額割増の緩和

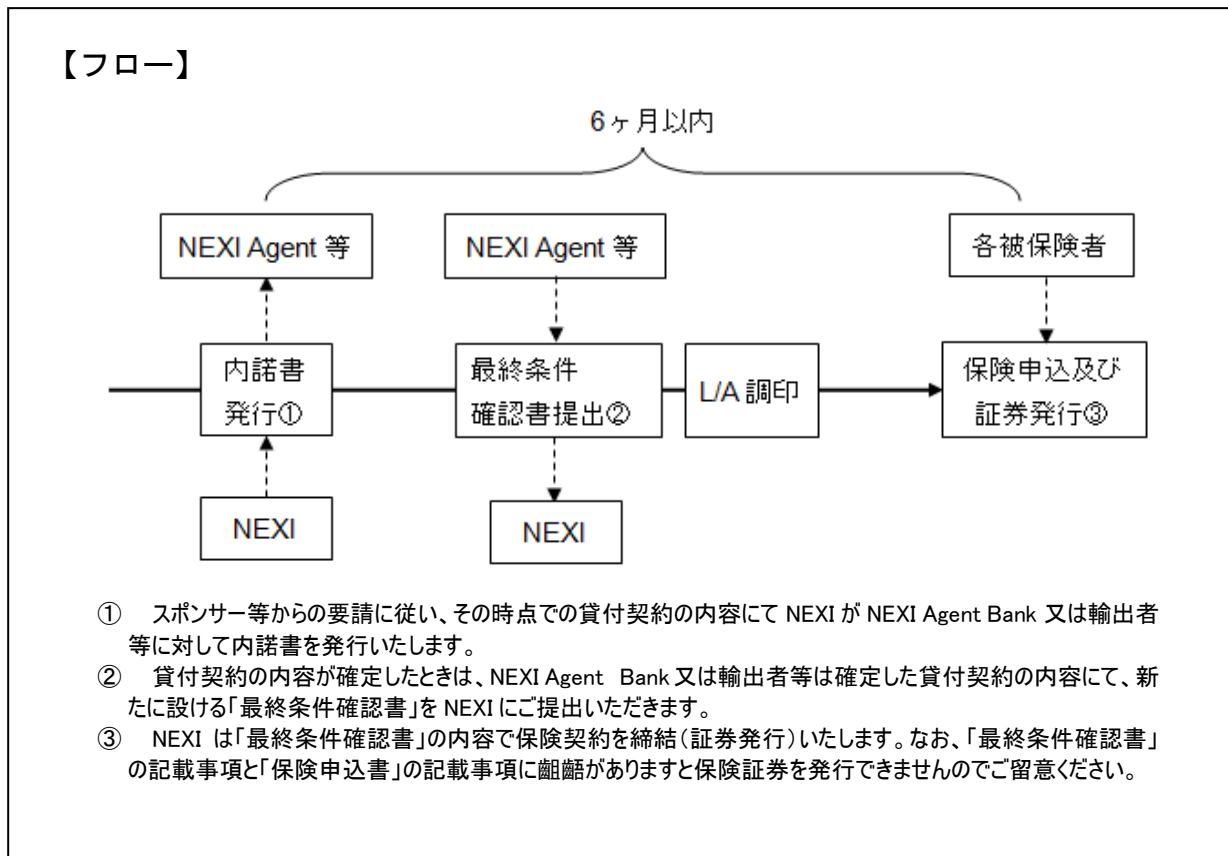
特約の更新時にバイヤー毎の支払限度額を設定するにあたっては、前年度実績を基に算定し
た暫定限度額に対して 1.2 倍以上の支払限度額を設定する場合に割増係数を適用しておりま
したが、この割増適用基準を「暫定限度額の 2 倍以上」に上げると共に、割増係数も軽減い
たしました。

Ⅲ. 中長期保険における外貨建て特約対象通貨の拡大

現地通貨建ての融資を行う際の為替リスクへの対応強化として、これまでの 20 通貨に加え、新たに南アフリカ・ランド(ZAR)を特約対象通貨といたしました。

Ⅳ. 貿易代金貸付保険(2年以上)及び海外事業資金貸付保険の内諾における最終条件確認書制度の創設

貿易代金貸付保険(2年以上)及び海外事業資金貸付保険におきまして、引受内諾後、案件の詳細が確定した時点で、保険申込みに必要な事項につき「最終条件確認書」を提出していただき、これに基づいて保険契約を締結することといたします。



以上

スリランカ:南アジア経済ハブへの挑戦

<Point of view>

内戦が終結してから5年、政治の安定を基盤に高い経済成長率が続き、懸念されていた財政赤字や公的債務もGDP対比で低下傾向になるなど一定の経済成果を挙げている。これまで、インフラ整備や観光関連の建設投資が成長を牽引しており、今後の成長維持には産業の強化が必要とされている。また、財政赤字や対外ファイナンスのため、商業ベースの借入が増加する傾向にあり、国際収支には脆さもある。3月の現地調査で得た情報などを基に、持続的成長のため経済ハブとしての道を模索するスリランカの課題を取り纏めた。

1.スリランカ概況

スリランカは、インド南東のインド洋に浮かぶ人口2,028万人(2012年)の島国で、面積は北海道の0.8倍ほどである。民族は、シンハラ人(主に仏教徒)75%、タミル人(主にヒンドゥー教)15%、ムーア人(主にイスラム教)9%で構成される。

政権を担う多数派シンハラ人と少数派タミル人との間には民族対立があり、北部・東部の独立を求めるタミルの反政府武装組織タミル・イーラム解放の虎(LTTE)と政府との間で戦闘が激化し、1983年に内戦(1983~2009年)となった。2005年、スリランカ自由党(SLFP)のマヒンダ・ラージャパクサが大統領に就任し、LTTEに対し強硬姿勢で臨みLTTEを殲滅させ、2009年5月、内戦は終結した。長期的内戦で犠牲者は7万人とも8万人以上とも言われ、内戦末期には深刻な人権被害や戦争犯罪が起きたとされ、現在もシンハラ人とタミル人が完全に和解したわけではない。

内戦終結によってテロが無くなるなど治安は回復し、政府は破壊、疲弊したインフラの整備に注力し、復興需要によって実質GDP成長率は2010年8.0%、2011年は8.2%と過去最高の成長率を記録した。インフレ率も現在5%と安定しており、政府は利下げの余地も生じたとして、2014年の実質GDP成長率を7.8%と予測している。また、8つの世界遺産を持ち、2009年、45万人足らずだった観光客は、2013年に117万人に達し、観光業の発展が期待されている。懸念される財政赤字と公的債務も依然大きいもののGDP対比では低下傾向となり、内戦終結から5年、スリランカ経済はマクロの指標ベースでは登り調子にある。

経済インフラ整備でプレゼンスを示しているのが中国である。火力発電所、国際空港とコロンプをつなぎ南部に走る高速道路、ラージャパクサ大統領の出身地である南部のハンバントータ港などは中国による建設である。内政に干渉することなく、且つ早い建設は経済復興にとり魅力的だが、政府は歴史的、地理的に関係の深いインド、技術力のある日本などバランスに配慮している模様である。

表1 GDP成長率、財政収支、公的債務(GDP比) (単位:%)

	2009	2010	2011	2012	2013
実質 GDP 成長率	3.5	8.0	8.2	6.4	7.2
財政収支(GDP比)	▲9.9	▲8.0	▲6.9	▲6.4	▲5.8
公的債務(GDP比)	86.2	81.9	78.5	79.1	78.0

注:2013年は暫定値

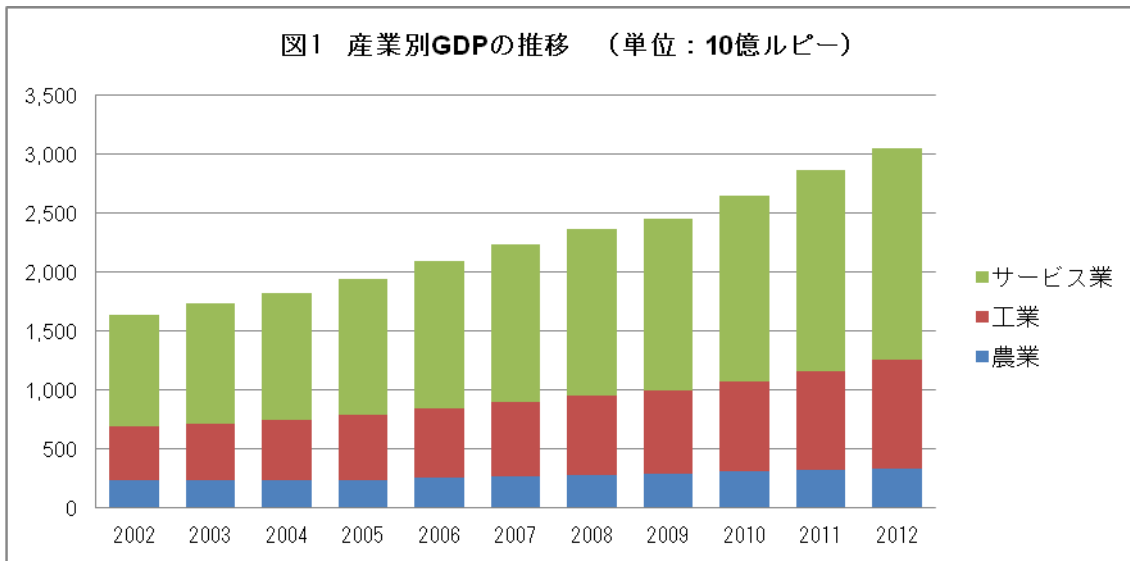
(出所:中銀)

2.牽引力となる産業の確立を目指す…サービス業と地の利を活かしたハブ構想

内戦終結後、インフラ建設、ホテルなど観光関連の建設で高い経済成長率が続いているが、今後、持続的な成長には競争力のある産業が必要とされている。GDPの産業別構成(2012年)では、農業(水産業を含む)が11.1%、鉱工業30.4%、サービス業が58.5%とサービス業の占める割合が大きい。製造業もGDPの15.5%を占めているが、付加価値の低い縫製業などが主流である。GDPの伸び率でも、ホテル・レストラン業は2011年26.4%、2012年20.2%と大きく、観光収入は2009年の3.5億ドルから2013年は14億ドルに達した。

政府は、持続的成長や雇用創出のため製造業の必要性を認識しつつも、裾野産業が弱いことから、現時点では、観光業やビジネス・プロセス・アウトソーシング(BPO)の育成が効率的と考えている。アジア、中東・アフリカ、欧州へのアクセスがよいこと、FTAによって巨大市場(インド、パキスタン、近い将来に中国)との一体化も可能と考え、特に目標としているのが、物流を中心にITや情報、金融サービスなどを含めた総合的なビジネス・ハブの確立である。

スリランカはインド(人口12億人)、パキスタン(人口1.8億人)とFTAを締結しており、中国(人口13億人)との間でもFTAの締結に向けて協議が進んでいる。投資庁によれば、インド南部のチェンナイまでインド国内の各州を通過し納品するより、スリランカから運んだほうが時間もコストも節約できるという。当地に進出した日系メーカーも、インドとのFTAを利用しインドに輸出している。また、一人当たりGDPは、モータリゼーションが始まるとされる3,000ドルとなり、最近では国内市場をターゲットに、化粧品、文具、製菓などの日系企業も代理店販売などを開始した。巨大市場との一体化が進めば、スリランカを拠点にして販売市場の拡大が可能になる。現地生産にコスト優位性が見いだせれば、内需向けに進出した企業であってもスリランカでの生産を検討する可能性がある。



(出所: 中銀から作成)

3. 税収不足が引き起こす問題・・・歳出削減による財政赤字の低下と商業ベースでの対外借入の増加

税収が小さく、軍事関連の支出も負担となり、2009年、財政赤字はGDP比で▲9.9%に膨らんだ。内戦は2009年5月に終結したが、ただちに人件費を含む軍事関連支出を削減することは難しい。また、2009年は世界的な金融危機によって外需が低迷し国際収支が悪化、さらに外貨準備高を使ってルピー安を阻止しようとしたため、2009年3月、外貨準備高は13億ドル(輸入の1.2ヶ月分)に減少した。このためIMFから金融支援を受け、同時にIMFの下で財政改革に着手した。この結果、財政赤字は、2013年にGDP比▲5.8%と低下し、2014年予算では▲5.2%と一層の低下を目標としている。

但し、経済成長にかかわらず税収が伸びず、歳入はGDP比で2011年が14.3%、2012年が13.9%、2013年13.6%(暫定値)と低下している。政府は税率を下げる一方で、内戦時は免除してきた貧困層へも課税するなど徴税ベースを拡大し、税収増を図る計画だが、徴税機能が旨く働かず、税収増につなげていない。このため、歳出の伸びを抑えることで財政赤字(GDP比)を低下させている。歳出のGDP比は2012年の20.5%から2013年は19.7%(暫定値)に低下している。

財政赤字のファイナンスは、海外調達を減らしており、2013年は海外調達の割合は29.4%(暫定値)と2011年の43.0%から低下した。しかし、2014年予算では海外調達は45.6%に増加しており、税収不足や公共投資の財源を海外借入に依存する形になっている。また、2014年1月には6回目となる米ドル建てソブリン債を国際市場で発行し10億ドルを調達するなど、対外借入は非譲許性(商業ベース借入)の割合が増える傾向にある。公的対外債務のうち非譲許性借入は43%(2011年)から50.5%(2012年)に増加している。商業ベースでの対外借入は、譲許性借入に比べ返済負担が増す。税収が増えないと、財政の健全化だけでなく、同国の場合、対外債務の返済負担にも影響するのである。

4.国際収支の問題点・・・対外経済の変化に影響を受けやすい

同国の輸出は2012年98億ドルで、このうち衣料品が40億ドルと約40%を占めた。輸入の26%は石油製品、また、衣料品輸出にかかる繊維が12%を占めており、基本的に貿易収支は赤字構造である。2012年の貿易赤字は▲94億ドルと大きい。観光収入(10億ドル)などサービス受取や海外労働者送金(60億ドル)があり、貿易赤字の半数を相殺することができ、経常赤字は▲40億ドルだった(しかし、GDP比で▲6.6%と大きい)。2013年は輸入が減少し、一方で、観光収入と海外労働者送金は順調に増加し、経常赤字は▲26億ドルに、GDP比でも▲3.9%に縮小した見込みである。

なお、輸入の減少は、現地での聴取によれば、貿易赤字の改善を目的に、自動車関税の引き上げなど主には政府の政策によるものである。しかし、同国の発電は水力発電が4割を占め、干ばつになると発電用の石油製品の輸入が増加し、貿易収支が容易に悪化しやすい。

資本収支は、2009年以降、経常赤字を上回る規模で流入超過が続いており、2012年の流入超過額(黒字)は46.8億ドルであった。資本の流入は、ソブリン債の発行など政府部門の長期借入が大きく、2012年は15億ドルだった。商銀借入も12億ドルと大きい。対内直接投資も流入超が続いているが、8億ドル(2012年)であり、市場からの借入に比べると小規模である。このように、貿易収支は、衣料品の輸出先(欧州)の景気や天候に影響を受け、また、経常赤字は主に海外からの借入でファイナンスされているため、国際収支は対外経済の変化に影響を受けやすい。

外貨準備高は2013年9月末で70億ドル、輸入の4.4ヶ月分あり(中銀)、現時点では外貨繰りに特段の支障はないと考えられるが、2012年末が68億であり微増に止まっている。

↓図2 経常収支の内容(単位:百万ドル)の題字が線にかぶらないよう変更

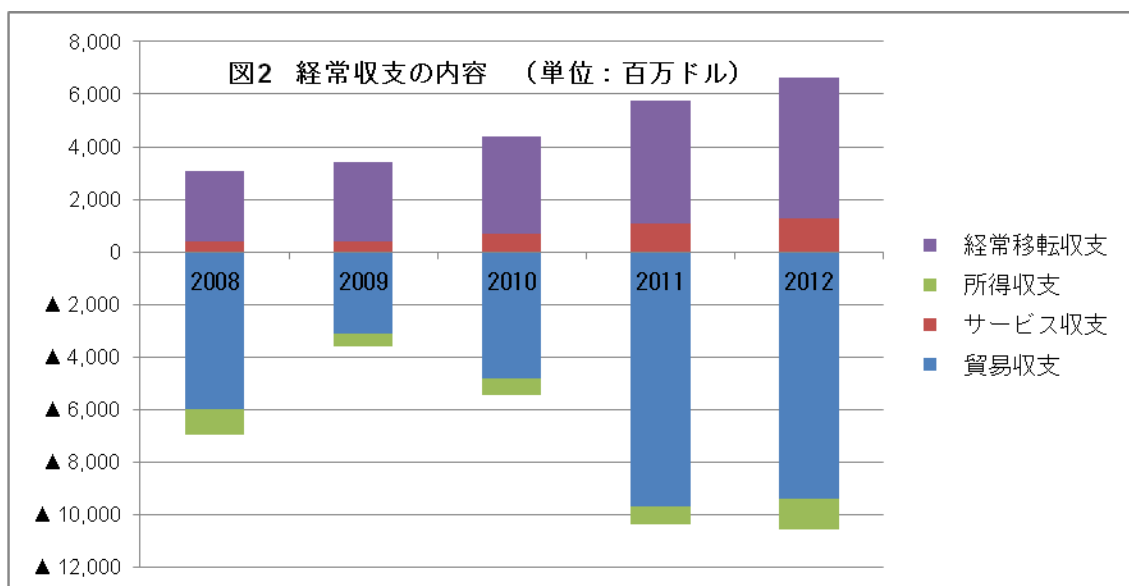


表2 国際収支抜粋 (単位:百万ドル、%)

	2008	2009	2010	2011	2012
経常収支	▲ 3,886	▲ 214	▲ 1,075	▲ 4,615	▲ 3,915
(GDP比:%)	▲ 9.5	▲ 0.5	▲ 2.2	▲ 7.8	▲ 6.6
貿易収支	▲ 5,981	▲ 3,122	▲ 4,825	▲ 9,710	▲ 9,409
輸出	8,111	7,085	8,626	10,559	9,774
輸入	14,091	10,207	13,451	20,269	19,183
移転収支	2,666	3,005	3,660	4,643	5,392
資本収支	1,773	2,594	2,877	4,262	4,683
長期資金	1,016	1,304	2,379	3,308	2,872
直接投資	691	384	435	896	813
政府部門	252	840	1,796	2,237	1,497
短期資金	441	1,590	▲ 730	▲ 181	486
商銀	26	▲ 533	1,064	971	1,196
誤差脱漏	728	346	▲ 881	▲ 708	▲ 617
総合収支	▲ 1,385	2,725	921	▲ 1,061	151

(出所:中銀)

5.政治の安定は本物か

内戦終結後の経済成長は政治の安定が基盤になっている。ラージャパクサ大統領は、2005年11月に大統領に就任し、LTTEを殲滅させ2009年に内戦を終結させたことで、シンハラ人からの支持は高い。長期政権を目指し、大統領の3選を禁止する憲法を2010年に改正し、兄弟を国会議長、国防次官、経済開発大臣に就任させ要職を身内で固め、自らは財政計画大臣等を兼任するなど強い権限を持つ。大統領の任期満了は2016年だが、前倒して大統領選挙を行うことが憶測されており、この場合、再選される可能性が高い。与党連合は議会議席の2/3以上を占め、大統領の強いリーダーシップの下、経済関連省庁は足並みを揃え経済政策を進めることができる。

しかし、タミル人との緊張関係が解消したわけではなく、タミル人が多く居住し、タミル人の政党であるタミル国民連合(TNA)が州政権を担っている北部州議会に権限移譲を実行するなどして、タミル人の不満が高じないようにする必要がある。また、内戦末期には深刻な人権侵害があったとされ、国連人権理事会がこの問題について協議しており、スリランカ政府も調査機関を立ち上げているが、被害者と国際社会が納得するよう真摯な取り組みが求められている。

強い政治力は独裁色が強まったとも言え、経済運営に大きな失敗があった場合や野党に対抗馬が現れた場合などは、ラージャパクサ大統領の政治手法に不満を持つ層が結集することも考えられる。安定して盤石に見える現在の政治体制には、潜在的な脆さも潜んでいる。

最後に

内戦終結から政治の安定を基盤に一定の経済成果を挙げており、成長を確実にするため、自国の特徴を活かし、南アジアの経済ハブとなるべく開発を進めている。一方で、インフラ整備などの資金需要は大きく、海外から商業ベースの借入が増える方向にあり、政府には対外収支のマネージと生産部門の強化に有効な投資が望まれている。国名どおり、光り輝く(スリ)島(ランカ)となるため、政治、経済の課題を克服していくことを期待したい。

コロンボ市内の風景



以上

海外投資保険見直しのご案内

本年4月1日に実施いたしました海外投資保険の制度改正につきまして、改正の内容を本稿でご紹介いたします。

1. 「事業拠点等特約」の新設について

現行の海外投資保険(株式等)では、投資先企業に戦争・テロ・暴動等や自然災害等による被害が発生しても、投資先企業の全体が事業不能等(事業撤退、3カ月以上の事業休止)に至らないと、保険金をお支払いすることができませんでした。そのため、例えば戦争・テロ・暴動等のリスクの高い地域に進出される企業であっても、工場などの事業拠点等が投資先国内で分散している場合は、それらの拠点等が同時に事業不能等に陥る可能性が低いため、これらのカバー部分については海外投資保険をご利用されるメリットが小さい状態でした。

4月1日より、海外投資保険(株式等)に、事業拠点等ごとの、戦争・テロ、自然災害等や外国政府等の権利侵害による事業不能等(事業撤退、3カ月以上の事業休止)の損失をカバーできる「事業拠点等特約」を新設いたします。本特約をご利用されると、投資先企業において事業拠点等单位で事業不能等が発生した場合も保険金のお支払い対象となります。

また、既存の部分損失特約と組み合わせてご利用いただくことで、再投資先企業における事業拠点等单位での事業不能等も保険金のお支払い対象とすることができます。

(1) 本特約ご利用の条件

事業拠点等ごとの損失を算定することが可能な場合に限り、本特約のご利用が可能です。具体的には、事業拠点等別にバランスシート等が作成されている場合又は経理台帳等で事業拠点ごとの資産が区分経理されている場合が対象となります。(保険お申し込みの際に、本条件を満たしていることの事前確認を行います。)

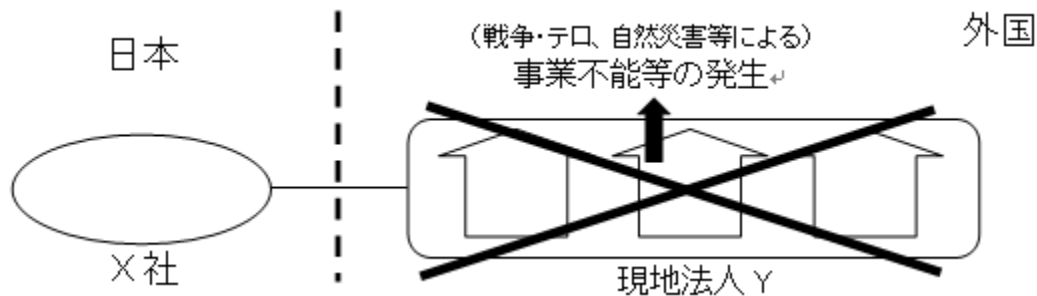
HP上では、一行多く空いているので、詰めてください。

(2) 特約料

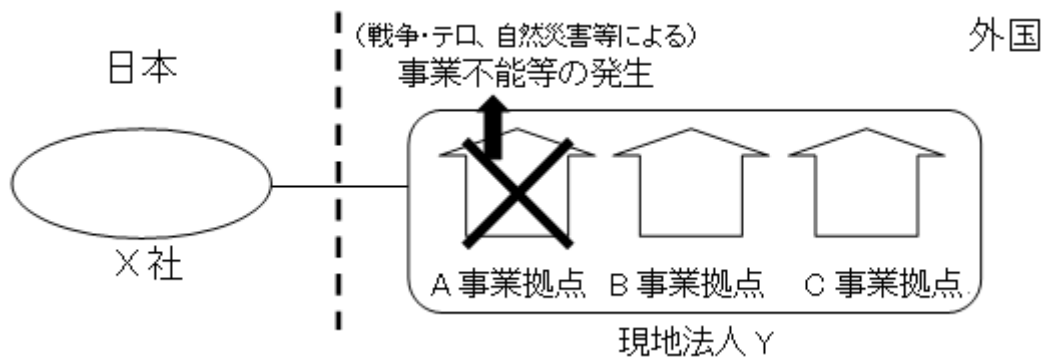
カバーされる事業拠点等の数にかかわらず、基本の保険料率に、一律の特約料(0.1%)を上乗せいただきます。

HP上では、詰まっていますがもう図表の間を一行空けてください。

<既存の海外投資保険の保険金お支払いの事由>



<「事業拠点等特約」による新たな保険金お支払いの事由>



(3) 経過措置

既に海外投資保険をご契約いただいている場合であっても、本年度中であれば、この特約の中途付保が可能です。翌年度以降も、1 つしかなかった事業拠点等が複数に増えた場合は、この特約の中途付保が可能です。その際には、既契約を解約し、当該契約の残存期間以上の期間(年単位:月以下は切上げ)で新たに保険契約を締結する手続が必要となりますので、詳しくは日本貿易保険までお問い合わせください。

1. てん補事由・対象の選択制の導入について

本年4月1日以降に締結される新たな保険契約(期間満了による更新を含みます。)について、保険カバーの対象とするリスク(「①収用・権利侵害」「②戦争・不可抗力」「③送金不能」の3種類)の組み合わせを、対象資産((1)元本のみ、(2)元本+配当金、(3)配当金のみ)ごとに自由に選択できるようになります。(海外投資保険(不動産等)については、元本のみ保険料率が適用となります。)

事業地国の政情の安定が継続して見込まれる場合や、事業地が戦争や自然災害の発生するリスクが低い場合など、海外投資保険のカバーするリスクの一部が不要だと考えられる際に、現行のフルカバー型以外の新しい商品を選んでいただくことによって、保険料を低く抑えることができます。

新しい保険料率は、以下の通りです。

【フルカバー型保険料率】(現行と同様)

「①収用・権利侵害」+「②戦争・不可抗力」+「③送金不能」全てカバー (パーセント)

てん補対象資産	国カテゴリー							
	A	B	C	D	E	F	G	H
(1)元本のみ	0.174	0.217	0.259	0.301	0.364	0.421	0.475	0.617
(2)元本+配当金	0.202	0.251	0.288	0.343	0.412	0.580	0.659	0.847
(3)配当金のみ	0.252	0.294	0.349	0.420	0.504	0.580	0.659	0.848

【2事由てん補型保険料率】

「①収用・権利侵害」+「②戦争・不可抗力」をカバー

「①収用・権利侵害」+「③送金不能」をカバー

「②戦争・不可抗力」+「③送金不能」をカバー (パーセント)

てん補対象資産	国カテゴリー							
	A	B	C	D	E	F	G	H
(1)元本のみ	0.122	0.152	0.181	0.211	0.255	0.295	0.333	0.432
(2)元本+配当金	0.141	0.176	0.202	0.240	0.288	0.406	0.461	0.593
(3)配当金のみ	0.176	0.206	0.244	0.294	0.353	0.406	0.461	0.594

【1事由てん補型保険料率】

「①収用・権利侵害」のみカバー

「②戦争・不可抗力」のみカバー

「③送金不能」のみカバー (パーセント)

てん補対象資産	国カテゴリー							
	A	B	C	D	E	F	G	H
(1)元本のみ	0.113	0.141	0.168	0.196	0.237	0.274	0.309	0.401
(2)元本+配当金	0.131	0.163	0.187	0.223	0.268	0.377	0.428	0.551
(3)配当金のみ	0.164	0.191	0.227	0.273	0.328	0.377	0.428	0.551

この改正に伴い、現行の送金不てん補型は2事由てん補型(「①収用・権利侵害」+「②戦争・不可抗力」をカバー)となり、保険料率は値下げとなります。

3.その他の見直しについて

保険金請求にあたりお客様にご提出いただく必要書類等を明確化するとともに、海外投資保険でカバーされるてん補事由の解釈等をより明確化することを目的に、関連規定(約款、運用規程、手続細則)を4月1日付けで改訂いたしました。更に、保険契約後の手続きに関するお客様のご負担の軽減をはかるため、重大な内容変更として申請をお願いする事由を整理・簡素化した上で、新たに「手続細則」にて規定をいたしました。

また、損害額をカバーする民間の損害保険と異なり、投資額の減少額をカバーする海外投資保険は保険商品として分かりにくいのご意見を多くいただいております。そのようなご意見にお応えするため、海外投資保険でカバーされる内容、保険設計、保険契約条件等に関する取扱を Q&A 方式でまとめた「海外投資保険 Q&A」(<http://www.nexi.go.jp/regulation/pdf/07-04.pdf>)を作成いたしました。

海外投資保険の商品性改善につきましては、今後もお客様のご意見・ご要望を踏まえ、検討してまいります。